

やいた 議会だより



内川沿岸の桜並木(上町)

3月 定例会のあらまし

矢板市議会基本条例を制定

第333回市議会定例会は、2月27日から3月20日までの22日間にわたって開かれました。本定例会では、矢板市議会基本条例が議員案として提出され、原案のとおり全会一致で可決しました。

また、市長の専決処分事項報告1件が報告され、平成27年度当初予算、平成26年度補正予算、条例の制定・一部改正、固定資産評価審査委員会委員の選任同意など、市長提出議案34件を原案のとおり可決・同意しました。

議員案としては、議会基本条例のほか、矢板市議会議員の期末手当の特例に関する条例、矢板市議会委員会条例の一部を改正する条例が提出され、いずれも原案のとおり可決しました。

目次

議会基本条例の制定	2	行政視察報告	14
臨時会・定例会審議結果	5	陳情審査結果	15
表決状況一覧	8	議会日誌	16
一般質問	9	議会の予定	16

矢板市議会基本条例を 制定しました



か、先進地視察やパブリックコメントを実施してまいりました。こうした経緯を経て条例案を策定し、3月定例会閉会日において全会一致で可決、4月1日より施行となったものです。

本条例は、議会の組織及び運営の基本的事項を定めるとともに、今後の更なる議会改革の根拠を示し、合議制の意思決定機関として、市民の皆様への負託に的確に応えることのできる開かれた議会運営を実現し、さらには市民福祉の向上と市勢の伸展を目指すための本市議会の最高規範です。

条文は、前文及び7章全22条で構成されております。前文は、本条例の制定の背景、理念、決意等を示すとともに、各条項の解釈や運用の指針となる規定です。

第1章では、条例の目的や議会及び議員の活動原則等の総則を定めております。第2章では、市民の皆様と議会との関係を定め、透明性の確保、多様な意見の反映、報告会の実施、広報の充実等について

定めております。第3章では、二元代表制の趣旨に沿った議会と市長等との関係を定めるとともに、議決事件の拡大等について定めております。第4章では、議会の機能強化のための議員間討議、政策提言、調査研究等について定めております。第5章以下では、議員の政治倫理等を定めております。

新たな取り組みの主なものは、次のとおりです。

◎**議会報告会の実施** 市民の皆様への説明責任を果たすため、議会活動の報告を行うとともに、皆様との意見交換をさせていただくため、議会報告会を実施します。

◎**政策の立案及び提言の強化** 市の政策水準の向上を図るため、市民の皆様のご意見を基に調査研究を行い、政策立案及び政策提言の強化に努めます。

◎**議員間討議を中心とした議会運営** 合議制の意思決定機関としての充実を図るため、議員相互の自由討議を中心とした議会運営に努めることとします。

◎**市長等の反問権の創設** 質疑応答をより明確化するため、

市長等は、全ての会議において、答弁に必要な範囲内で質問や質疑の趣旨の確認ができることとします。

今後、こうした取り組みをはじめ、本条例に規定した内容を実現するための具体的な活動を推進してまいります。

議会基本条例制定及び 施行までの主な経緯

平成26年

6月19日 全員協議会において

全議員により構成する矢板市議会基本条例策定特別委員会を設置。併せて、全会の中にも8名からなる作業部会を設置

7月16日 条例制定までの全体計画を策定

8月5・6日 議会運営委員会

主催による山形県米沢市議会

行政視察(作業部会委員)

8月29・30日 岐阜県可児市議会

行政視察(委員有志)

11月7日 福島県会津若松市行

政視察(特別委員会委員)

11月20日 パブリックコメント

用条例素案策定

平成27年

1月20日～2月10日 パブリック

コメント実施

1月29・30日 三重県四日市市議会行政視察(委員有志)

2月 パブリックコメントにおける意見検討、結果公表

3月16日 基本条例案を委員会の全会一致で決定

3月20日 第333回定例会に条例案提出、全会一致で可決

4月1日 条例施行

※ 前号でもお知らせしました議会基本条例(素案)に関するパブリックコメントについては、2名の方から9項目にわたり貴重なご意見をいただき、委員会における議論を更に深めることができました。厚く御礼申し上げます。

いただいたご意見の概要と、市議会の考え方については、平成27年5月末まで市のホームページにてご覧いただけます。

矢板市議会基本条例策定特別委員会(印は作業部会委員兼務)

委員長 ○今井 勝巳
副委員長 ○八木澤一重
委員

伊藤 幹夫 宮澤 礼人
佐貫 薫 小林 勇治
○和田 安司 石井 侑男
○中村 有子 宮本 妙子
○中村 久信 守田 浩樹

渡邊 孝一 ○大島 文男
○大貫 雄二 ○高瀬 和夫

矢板市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則

(第1条―第4条)

第2章 市民と議会との関係

(第5条―第7条)

第3章 議会及び議員と市長

等との関係

(第8条―第10条)

第4章 議会の機能強化

(第11条―第15条)

第5章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(第16条―第18条)

第6章 議会事務局等

(第19条・第20条)

第7章 最高規範性及び見直し

(第21条・第22条)

附則

(前文)

矢板市議会（以下「議会」という。）は、矢板市民（以下「市民」という。）により選ばれた矢板市議会議員（以下「議員」という。）で構成される議事機関であり、日本国憲法に定める地方自治の本旨に従い、二元代表制の一翼を担う存在として、市民の代表機関及び矢板市の意思

決定機関としての役割を担っている。

地方分権の進展により、国から地方への権限委譲が進み、地方自治体の自己決定及び自己責任の範囲が拡大することに伴い、議会の担うべき役割及び責任がますます重要になってきている。議会は、合議制の意思決定機関の特性を發揮し、これまで以上に市民本位の立場に立ち、公正性及び透明性の確保を図りながら、市民に信頼される開かれた議会づくりを推進する必要がある。

そのために議会は、自治体事務に係る立案、決定、執行及び評価における論点及び課題を広く市民に明らかにし、市民に積極的に情報を発信し説明責任を果たすとともに、市民との活発な意見交換を図り、議会の合意形成を行う必要がある。また、議員間の自由で闊達な議論により、議会としての意見を取りまとめ、政策立案及び政策提言を行うとともに、執行機関の事務執行を監視する責務を有する。さらに、市民に身近で信頼される議会であるためには、議員の資質及び能力の向上を図ることが不可欠である。

このような認識の下、議会は、市民の負託に応え、市民の多様な意見を反映しうる合議体とし

ての議会の実現を決意するとともに、市民福祉の向上及び市勢の伸展に向けて不断の努力を重ねるものである。

ここに、矢板市の自治の最も基本的な事項を定めた矢板市まちづくり基本条例（平成23年矢板市条例第5号）の理念を受け、議会の役割、権限及び責務を市民に明確に示し、その使命を達成するために、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の意思決定機関である議会の役割及び議員の責務を明らかにするとともに、議会活動の原則となる基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応えられる議会運営の実現を図り、もって市民福祉の向上及び市勢の伸展に寄与することを目的とする。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を確保すること。
- (2) 市長その他の執行機関

（以下「市長等」という。）の市政運営が適切に行われて

いるか監視し、及び評価すること。

- (3) 積極的に情報公開に取り組み、説明責任を果たすこと。
- (4) 市民の意見を基に調査研究を行い、政策立案及び政策提言の強化に努めること。
- (5) 合議制の意思決定機関として、議員相互の自由な討議を重んじること。
- (6) 継続的に議会改革の推進に取り組むこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (2) 市政全般の課題並びに市民の意見及び要望を的確に把握すること。
- (3) 市民に対し、議会活動の説明に努めること。
- (4) 日常の調査及び研究活動を通じ、議員としての資質向上に努めること。

第4条 議員は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員により、会派を結成することができるとする。

- 2 会派は、政策立案、政策提言、政策決定等に関し、議員

間の合意形成に努めるものとする。

第5条 議会の全ての会議は、市民への説明責任を果たすため、原則公開とする。

第6条 議会は、市民への報告及び市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。

第7条 議会は、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるよう、多様な広報手段を積極的に活用することにより、広報活動の充実に努めるものとする。

第2章 市民と議会との関係

(市民と議会との関係)

第5条 議会の全ての会議は、市民への説明責任を果たすため、原則公開とする。

第6条 議会は、市民への報告及び市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。

第7条 議会は、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるよう、多様な広報手段を積極的に活用することにより、広報活動の充実に努めるものとする。

第3章 議会及び議員と市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

第8条 議会の審議における議員と市長等との関係は、二元

代表制の下、議員と市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張関係の保持に努めなければならない。

2 議会の全ての会議における質問又は質疑は、論点及び争点を明確にするため、原則として一問一答で行うものとする。

3 市長等は、議会の全ての会議において、議長又は委員長長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で議員の質問又は質疑の趣旨を確認することができる。

(議会の議決事件)

第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

(政策等の形成過程の説明) 第10条 議会は、市長が提案する重要な政策、予算、決算等

について、市長等に対し、形成過程を含む必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

第4章 議会の機能強化(議員間の討議)

第11条 議会は、言論の場であることを認識し、議員相互の自由な討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、議案審査等において、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。

(政策の研究、立案及び提言) 第12条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努めることにより、条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対して政策提言を行うものとする。

2 議会は、政策等に対して、共通認識及び合意形成を図ることにより、政策の立案及び提言を推進するため、政策討論を行うものとする。

(研修及び調査研究) 第13条 議会は、政策立案及び政策提言の能力の向上を図るため、議員の研修を行うものとする。

2 議員は、自己の資質並びに政策立案及び政策提言の能力の向上を図るため、研修及び調査研究に努めるものとする。

(政務活動費) 第14条 会派又は議員は、政策

立案及び政策提言の能力の向上を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行うものとする。

2 会派又は議員は、政務活動費を適正に執行するものとし、その使途については、市民に対し、説明責任を果たすものとする。

3 前2項に定めるもののほか、政務活動費に必要事項は、矢板市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年矢板市条例第1号)に定めるところによる。

(予算の確保) 第15条 議会は、二元代表制の下、議事機関としての機能を確保し、及び効率的かつ円滑な議会運営を行うため、必要な予算の確保に努めるものとする。

第16条 議員は、市民全体の代表者として政治倫理を深く自覚し、矢板市議会議員の倫理に関する条例(平成14年矢板市条例第4号)を遵守し、品位の確保に努めなければならない。

第5章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理) 第16条 議員は、市民全体の代表者として政治倫理を深く自覚し、矢板市議会議員の倫理に関する条例(平成14年矢板市条例第4号)を遵守し、品位の確保に努めなければならない。

第17条 議員の定数は、議会制民主主義における重要な要素であることにかんがみ、市民の意見が市政に十分に反映され、住民自治を実現することができる数とする。

2 議員の定数の改正に当たっては、行政改革の視点のみならず、市政の現状、将来の予測等を考慮し、市民の意見を聴取した上で検討しなければならない。

3 議員の定数は、矢板市議会議員定数条例(平成14年矢板市条例第35号)に定めるところによる。

(議員報酬) 第18条 議員報酬の額は、社会情勢、財政状況、議員の職務内容等を勘案して決定するものとする。

2 議会は、議員報酬の改定を行うに当たっては、公聴会制度等の活用等により有識者の専門的意見、市民の意見等を聴取し、当該意見等を反映するよう努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、議員報酬に関し必要な事項は、矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和56年矢板市条例第5号)に定めるところによる。

(議会事務局) 第19条 議会は、議会の政策立案機能及び監視機能の向上並びに議会活動の円滑かつ効率的な運営を図るため、議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実に努めるものとする。

(議会図書室) 第20条 議会は、議会の政策立案機能の向上及び議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第7章 最高規範性及び見直し

(最高規範性) 第21条 この条例は、議会に関する最高規範であって、議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合において、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

(検証及び見直し) 第22条 議会は、必要に応じて、この条例の目的の達成状況を検証するものとし、その検証の結果、制度の見直し等が必要であると認めるときは、この条例の改正その他適切な措置を講ずるものとする。

第6章 議会事務局等

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第332回 臨時会審議結果

第332回市議会臨時会が平成27年1月20日、1日の会期で開かれました。本臨時会では、平成26年度補正予算2件を原案のとおり可決しました。

議案第1号 平成26年度矢板市一般会計補正予算(第6号)
平成26年度矢板市コリーナ矢板排水処理事業特別会計における維持管理経費への繰出金で、歳入歳出にそれぞれ90万円を追加計上し、予算総額を135億3,784万9千円に補正する。

議案第2号 平成26年度矢板市コリーナ矢板排水処理事業特別会計補正予算(第1号)
歳入歳出にそれぞれ90万円を追加計上し、予算総額を1,690万円に補正する。

第333回 定例会審議結果

議案第17号 矢板市長等の給料及び期末手当の特例に関する条例の制定について及び議案第18号 矢板市教育委員会教育長の給料及び期末手当の特例に関する条例の制定について

本市の厳しい財政状況に鑑み、平成27年度も引き続き市長、副市長及び教育長の給料及び期末手当を削減し、財政の健全化を推進するため、それぞれ特例条例を制定する。

議案第32号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

◎矢板市下伊佐野162番地 渡邊 栄之 氏 同意

議員案第1号 矢板市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

本市の厳しい財政状況に鑑み、平成27年度も引き続き、議会議員の期末手当の削減を行うことで財政の健全化を推進するため、特例条例を制定する。

議員案第2号 矢板市議会基本条例の制定について

矢板市議会の組織及び運営に関する基本的事項を定めるとともに、今後の更なる議会改革の根拠を示し、合議制の意思決定機関として市民の負託に的確に応えることのできる開かれた議会運営を実現し、もって市民福祉の向上と市勢の伸展を目指すため、新たに条例を制定する。

議員案第3号 矢板市議会委員会条例の一部改正について

市行政機構の変更に伴い、常任委員会の所管が変更となること、及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に併せ、地方自治法第121条の規定の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正する。

総務厚生常任委員会

議案第10号 平成26年度矢板市一般会計補正予算(第7号)
歳入歳出すべてについて検討を加え、過不足を精査のうえ、新たな財政需要に適切に対処することとして編成した結果、歳入歳出からそれぞれ2億5,180万円を減額し、予算総額を132億8,604万9千円に補正する。

議案第11号 平成26年度矢板市介護保険特別会計補正予算(第3号)
歳入歳出にそれぞれ1億3,791万4千円を追加計上し、予算総額を25億1,215万3千円に補正する。

議案第12号 平成26年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
歳入歳出にそれぞれ6,858万3千円を追加計上し、予算総額を40億3,532万9千円に補正する。

議案第13号 平成26年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
歳入歳出にそれぞれ949万円を追加計上し、予算総額を3億3,

811万7千円に補正する。

議案第16号 矢板市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が常勤特別職員として位置付けられることに伴い、所要の整備を行うため、新たに条例を制定する。

議案第20号 矢板市行政組織機構の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

組織の変更に伴い、所要の整備を行うため、新たに条例を制定する。

議案第21号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、所要の整備を行うため、新たに条例を制定する。

議案第22号 矢板市行政手続条例の一部改正について

行政手続法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、

所要の整備を行うため、条例の一部を改正する。―原案可決―

議案第23号 矢板市保育所設置条例の一部改正について

子ども・子育て支援新制度が平成27年度から施行されることにより、保育料の上限額を定める必要があるため、条例の一部を改正する。―原案可決―

議案第24号 矢板市介護保険条例の一部改正について

介護保険法で規定されている3年ごとの介護保険料の見直しを行うほか、介護保険法等の改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正する。―原案可決―

議案第25号 矢板市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第26号 矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、及び議案第27号 矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支

援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正する。―原案可決―



総務厚生常任委員会

経済建設文教常任委員会

議案第14号 平成26年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

歳入歳出からそれぞれ6,390万円を減額し、予算総額を8億4,262万7千円に補正する。―原案可決―

議案第15号 平成26年度矢板市木幡宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出からそれぞれ4,300万円を減額し、予算総額を1億8,980万円に補正する。―原案可決―

議案第19号 矢板市工場立地法準則条例の制定について

工場立地法の国準則に代えて、用途地域に応じた緑地面積率等の緩和を規定し、新規企業の立地を促進するため、新たに条例を制定する。―原案可決―

議案第28号 矢板市企業誘致条例の一部改正について

企業誘致にあたり、新規企業の立地促進を図るための奨励金制度について、所要の整備を行うため、条例の一部を改正する。―原案可決―

議案第29号 矢板市自転車駐車場設置及び管理条例の一部改正について

片岡駅西自転車駐車場が、平成27年3月に供用開始することに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正する。―原案可決―

議案第30号 矢板市立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について

学校給食共同調理場の対象学校の変更に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正する。―原案可決―

議案第31号 矢板市体育施設設置及び管理条例の一部改正について

矢板運動公園プールに指定管理者制度を導入することに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正する。―原案可決―

議案第33号 下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更について

平成27年3月31日、秋山川浄化センターが佐野市に移管され、公共下水道となることに伴い、法の定めるところにより、規約の一部を変更する。―原案可決―

議案第34号 矢板運動公園プールの指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者の指定について、法の定めるところにより、議会の議決を求める。―原案可決―



経済建設文教常任委員会



片岡駅西現地調査

予算審査特別委員会

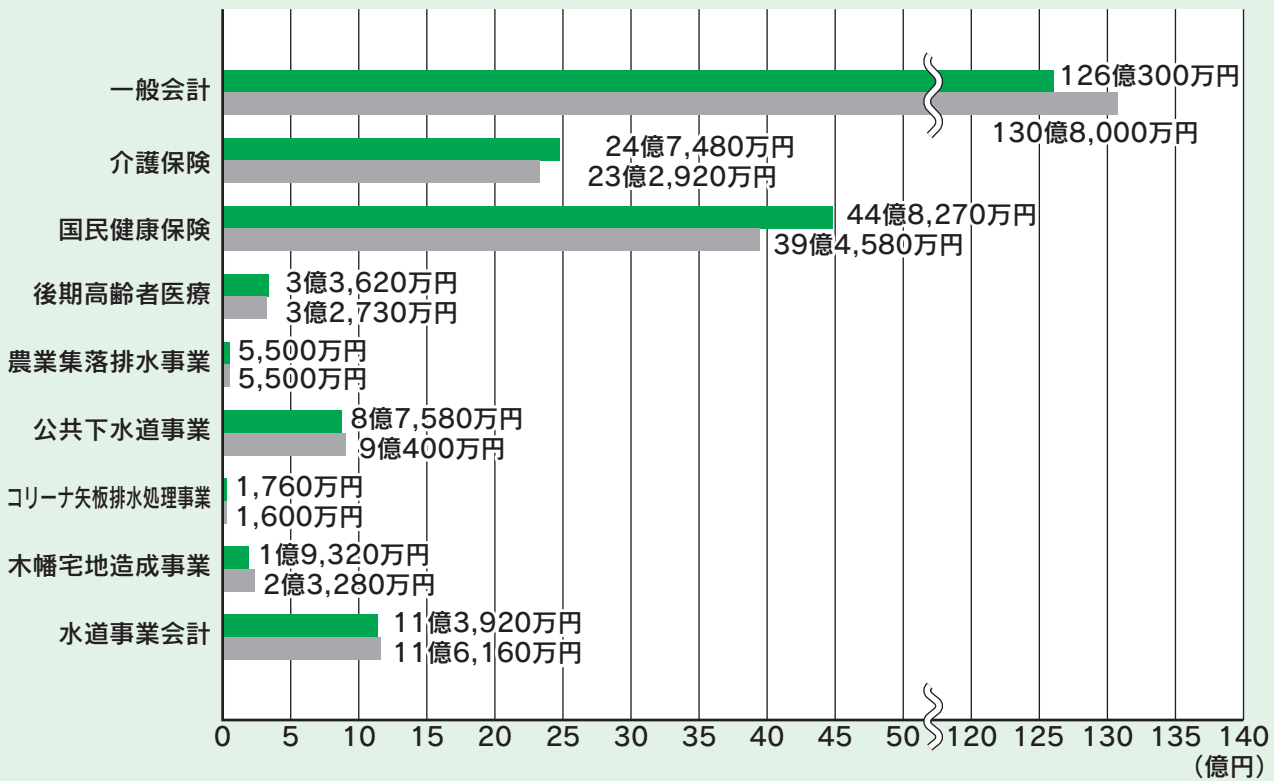
平成27年度一般会計、各特別会計及び水道事業会計予算の審査については、議員全員による予算審査特別委員会（委員長村久信委員、副委員長八木澤一重委員）を設置し、各常任委員会を単位とする分科会に関係部分の審査を付託し、審査を行いました。

3月16日の予算審査特別委員会において、各分科会から審査の経過及び結果の報告を受け、原案が全会一致で可決されました。

3月20日の本会議で、予算審査特別委員長から、平成27年度は第2次21世紀矢板市総合計画前期計画が最終年度を迎えるため、計画に掲げた市民力の向上、教育の尊重、暮らしの安全、交通機能の拡充、産業の活性化などの重点計画を着実に推進し、かつ国を挙げて地方創生の取り組みが本格化する機運を的確に捉え、新規事業を含む全ての事業を抜本的に精査し、事業の必要性や優先順位を大胆かつ慎重に見極め、限られた財源の重点的・効率的配分に努めるよう要望し、平成27年度一般会計、各特別会計及び水道事業会計予算を原案のとおり可決しました。会計ごとの予算額は、次のとおりです

平成27年度会計別予算額

平成27年度
平成26年度



予算審査特別委員会

平成27年第332回臨時会及び第333回定例会における表決状況一覧

会議名	議案番号	件名	議決結果	議員名														
				伊藤幹夫	宮澤礼人	佐貫薫	小林勇治	和田安司	八木澤一重	石井侑男	中村有子	宮本妙子	中村久信	守田浩樹	渡邊孝一	今井勝巳	大島文男	大貫雄二
臨時会 第332回	議案第1号	平成26年度矢板市一般会計補正予算(第6号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第2号	平成26年度矢板市コリーナ矢板排水処理事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第333回定例会	議案第1号	平成27年度矢板市一般会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第2号	平成27年度矢板市介護保険特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第3号	平成27年度矢板市国民健康保険特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第4号	平成27年度矢板市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第5号	平成27年度矢板市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第6号	平成27年度矢板市公共下水道事業特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第7号	平成27年度矢板市コリーナ矢板排水処理事業特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第8号	平成27年度矢板市木幡宅地造成事業特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第9号	平成27年度矢板市水道事業会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第10号	平成26年度矢板市一般会計補正予算(第7号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第11号	平成26年度矢板市介護保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第12号	平成26年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第13号	平成26年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第14号	平成26年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第15号	平成26年度矢板市木幡宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第16号	矢板市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第17号	矢板市長等の給料及び期末手当の特例に関する条例の制定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第18号	矢板市教育委員会教育長の給料及び期末手当の特例に関する条例の制定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第19号	矢板市工場立地法準則条例の制定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第20号	矢板市行政組織機構の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第21号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第22号	矢板市行政手続条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第23号	矢板市保育所設置条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第24号	矢板市介護保険条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第25号	矢板市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第26号	矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第27号	矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第28号	矢板市企業誘致条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第29号	矢板市自転車駐車場設置及び管理条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第30号	矢板市立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第31号	矢板市体育施設設置及び管理条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第32号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第33号	下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第34号	矢板運動公園プールの指定管理者の指定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議員案第1号	矢板市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議員案第2号	矢板市議会基本条例の制定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議員案第3号	矢板市議会委員会条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
陳情第33号	集团的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回に関する陳情	継続審査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
陳情第35号	集团的自衛権の行使等を容認した閣議決定の撤回の意見書提出を求める陳情	継続審査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
陳情第37号	競輪事業(場外車券売場)への正しい認識と判断を求める陳情	不採択	×	○	×	○	×	○	×	×	○	×	×	○	×	○	○	
陳情第38号	さくら市蒲須坂「三島神社」敷地に接する荒川南岸傾斜地(矢板市乙畑区域)に発生した土砂崩れ個所の早期修復に関する陳情	継続審査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

議長のため裁決に加わらず。

市政に対する一般質問から

本定例会の一般質問は、3月3日、4日の2日間行われました。

一般質問には、8人の議員が登壇し、多方面にわたって活発な質問を行いました。その概要をお知らせします。

一般質問の主な項目 (質問順)

伊藤 幹夫 議員

- 1 地方創生(まち・ひと・しごと創生関連)の活用について
 - ① 緊急的取組について
 - ② コンバクトシティ構想への活用について
- 2 矢板市の再生可能エネルギーの現状と将来の展望について
 - ① 太陽光発電以外の自然エネルギーについて

今井 勝巳 議員

- 1 今後の公共下水道の整備について
 - ① 進捗状況について
 - ② 今後の整備方針について
- 2 国際交流事業について
 - ① 徳清県との交流事業について
- 3 中学生英語圏派遣事業について

石井 侑男 議員

- 1 国の地方創生戦略への対策について
 - ① 「まち」について
 - ② 「ひと」について
 - ③ 「しごと」について
- 2 行財政改革の取り組みについて
 - ① 主要な取り組みについて
 - ② 成果の見込みについて
- 3 J-T倉庫跡地について

中村 有子 議員

- 1 子育て環境の整備について
 - ① 矢板市における放課後児童クラブ、放課後子ども教室の現状について
- 2 放課後児童クラブの活用について
 - ① 緊急的取組について
 - ② コンバクトシティ構想への活用について
- 3 太陽光発電以外の自然エネルギーについて

宮澤 礼人 議員

- 1 歳入増加策について
 - ① 歳入増加の為の戦略と目標について
- 2 高齢者福祉対策について
 - ① 介護認定調査のあり方について
- 3 防災減災対策の今後の課題や

取組みについて問う
② 被災者救済の施策の検討について問う

4 公共施設について
① 公共施設マネジメント計画の進捗について問う
② 学校施設の環境整備(エアコン・トイレ)について問う

5 共通意識の醸成について
① 自治体版ブランドエッセンスビデオの導入について問う

宮本 妙子 議員
1 J-T倉庫跡地について
① 現状について
② 教育的施設等としての活用を考慮しての土地取得の考え方について

2 県道矢板那須線の整備について
① 泉地区内道路狭あい区間の解消についての現状と今後の考え方について

3 矢板市所有地における立木の管理について
① 旧長井小学校における桜の木の管理について

4 矢板が誇りめぐり団地内の整備について
① 長井めぐり団地内、原山から森山に抜ける道路の整備について

5 教育について
① 矢板市中学生海外派遣事業についての矢板市中学生海外派遣事業検討委員会の答申を受けての矢板市の考え方について

② コミュニティ・スクールに対する矢板市の考え方について
③ キャリアスタートウィークについての現状と今後の取り組みについて

7 市民大学について
① 平成26年度は実施されなかった事業「市民大学」の今後の方向性について

6 学童保育について
① 新制度開始に伴う矢板市の対応について

佐賀 薫 議員
1 「自立」するための第一歩、「自ら収入を増やす」戦略について
① 知っていただくことの大切さ、難しさの再認識から、骨太のシティブロモーションへ
② 矢板市のセールスプロモーション、メディアの現状・課題について

2 情報戦略における新組織体制(秘書広報課)の狙いと目標指標について
③ 地方版総合戦略と矢板市総合計画策定におけるシティブロモーション強化について

中村 久信 議員
1 教育について
小中連携強化(小中一貫教育)について
① 評価と課題について
② 今後の方針について
③ 継続的な実施について

2 長寿社会(福祉)について
高齢者の生きがいづくりについて
① 生きがい学習と生きがい就業地域包括ケアシステムの構築について

② 進捗について
③ 体制について

④ 進捗について

⑤ 進捗について

伊藤 幹夫 議員
地方創生の活用

Q 本市における地方創生交付金の緊急的取り組みについて伺う。

A 市長 経済対策に関する内閣総理大臣指示により、エネルギー価格の高止まりなど物価動向や消費に関する地域の実情に配慮しつつ、地域の消費喚起など景気の弱い弱部分にスピード感を持つて的を絞った対応をするために、地域住民生活等緊急支援のための地域消費喚起・生活支援型の交付金が創設された。

この交付金は、地方の消費喚起策や、これに直接効果を有する生活支援策に対して国が支援するものであり、対象事業としてプレミアム付き商品券が推奨されている。

また、早期に効果を波及させるため、迅速な実施が求められており、プレミアム付き商品券が困難な場合には、低所得者向けの生活支援策なども対象となっている。

国から本市に配分される地域消費喚起・生活支援型の交付金は、4,457万7千円である。本市は、その活用方法として、市内の商工会加入店等で使用可能なプレミアム付き商品券を一般消費者に対して発行することとした。販売額は1億

5,000万円とし、これにプレミアム率20%を付加することで発行総額が1億8,000万円になる。

プレミアム3,000万円分を、今回の地方創生交付金から助成することとし、商品券印刷費用等の事務費200万円を加え、矢板市商工会に3,200万円を補助する予定である。

さらに、本市は子育て環境日本一を掲げて事業を推進していることから、子育て世帯への支援事業として、18歳以下の子どもがいる市内の子育て世帯約3,200世帯に対し、商品券3千円を配布することとした。

そのため、市が商工会より商品券を買取り費用及び配布に係る郵送費用等で1,257万7千円を予算に計上した。

なお、今回の地方創生交付金に係る事業は、平成26年度補正予算に計上し、明許繰越により平成27年度において事業を実施することとなる。

Q コンパクトシティ構想への活用について伺う。

A 副市長 地方創生に絡む各種事業を展開するに当たり、国の長期ビジョン及び総合戦略を

勘案し、地域の実情に合った計画を策定するものであり、地方版総合

戦略と地方人口ビジョンを全ての市町村で策定することになっており、本市でも地方創生先行型の交付金を活用し、平成27年度中に策定をする。

地方版総合戦略は、政策分野ごとに実現すべき成果に係る数値目標を設定し、その目標を実現するための具体的な施策を盛り込むもので、その施策ごとに、客観的な重要業績評価指標を設定し、進捗及び成果の効果検証を実施することとなっている。

地方人口ビジョンについては、人口の現状を把握し、2060年の人口がどうなるかを考えて、人口減少問題や将来像について、住民の意識を変革し、住民に共通認識を図るものである。

しかし、国からもまだ総合戦略策定以降の詳細な事業メニューが示されたわけではないので、コンパクトシティ構想に関する事業をどのように盛り込んでいくかが大きなポイントになる。

本市が消滅都市とならないためにも、コンパクトシティ構想の実施に向けた取り組みは急務であると考えている。

いずれにしても、国が進めていく地方創生の戦略に沿って、国から人と情報、資金をいただきながら、コンパクトシティを基軸とした活力と魅力のあるまちづくりを推進してまいりたい。

今井 勝巳 議員
公共下水道整備

Q 現在までの公共下水道整備の進捗状況について伺う。

A 上下水道事務所長 本市の公共下水道事業は、昭和50

年度に事業に着手し、水処理センターの運転を平成3年3月に開始した。この時の整備面積は177ヘクタールであったが、その後事業計画認可面積を拡大し、整備を進めている。

第2次21世紀矢板市総合計画では、公共下水道整備面積として平成21年度の現状値を365ヘクタールとし、平成27年度の目標面積を390ヘクタールとしているが、平成27年度末には398ヘクタールとなる予定であり、目標指標は達成できるものと考えている。

Q 下水道の整備及び維持管理については、少子高齢化による人口減少が進む中、難しいかじ取りを求められている。そこで、民間開発の下水道の公共下水道への接続の問題も含め、今後の下水道事業のあり方について伺う。

A 市長 公共下水道事業については、生活環境の向上、河川の水質汚濁防止など、環境全

体を保全又は改善するために、整備を進めているところである。

少子高齢化による人口減少を迎えるのが、費用対効果の低い区域まで際限なく下水道を拡大すれば、整備に多額の費用が必要であり、施設の維持管理費にも多額の経費が必要となることから、財政状況から鑑みて極めて困難な状況にある。

今後の整備区域や整備方針については、来年度実施する矢板市生活排水処理計画で検討することとなるが、見直し方針としては、国、県の基本方針に基づき、地域の特性、住民意向の反映、下水道と浄化槽の経済的比較等を行い、これらを総合的に勘案し、地域に合った生活排水処理計画を策定するものである。

次に、民間開発分譲地の下水道問題についてであるが、グリーンナは、市が移管を受けた施設であることから、現状での管理運営を行い、いずれは公共下水道に接続していかなければならないと考えている。また、成田ハッピーハイランド及びロビンシティについては、下水道の整備方針として用途地域内を優先的に整備することとしているため、現状の下水道の整備の進捗状況から推測すると早急な整備は困難である。これらの団地も含めて、矢板市生活排水処

理計画の中で検討してまいりたい。

国際交流事業

Q 教育環境づくりの一環として、市議会から中学生英語圏派遣事業実施強化を求める要望書を提出したところだが、今後の同事業の派遣先や規模等について伺う。

A 教育長 中学生英語圏派遣事業については、平成25年12月に市議会要望書が提出され、それに基づき検討委員会を組織し、昨年10月、教育委員会に答申書が提出されたところであり、現在、市議会要望書と答申書、平成25年度英語圏派遣事業の検証に基づき、平成27年度実施に向け準備を進めている。

実施規模については、平成25年度派遣事業の規模を予定している。募集人員は12名程度、日数は8日間程度である。

しかし、現地日程等は抜本的な改善を図り、ホームステイや現地校との交流などを主とするほか、派遣団員が事前研修で体験学習の内容を計画するなどの手法も取り入れる考えである。

なお、準備に当たっては、派遣先の安全面の確保を第一に取り組んでまいりたい。

石井 侑男 議員

行財政改革

Q 第2次財政健全化対策の最終年度である平成27年度を迎えるに当たり、行財政改革の取り組みについて伺う。

A 総合政策課長 第2次矢板市財政健全化対策は、財政の健全経営方針、経営の効率化、人材の活用、及び歳入確保の4つを基

本政策としており、大きな財政効果を出しているが、景気低迷、少子高齢化の進展等により、財政状況は思うように改善されていないところがある。

平成27年度の予算では、市税収入が前年度当初予算額と同程度の額である一方、扶助費等の特別会計への繰出金は増加しており、弾力的な予算編成が難しくなっている。

本市がこれからも持続的に発展できるまちづくりを進めていくためには、更なる財政の健全化対策が必要だが、歳出削減については限界にきているものと考えており、今後は歳入増加につながる対策に力を入れていかねばならない。特に、市税収入を増加させることが重要であるので、雇用創出や定住基盤整備等の人口増加対策に更に力を入れて取り組んでまいりたい。

J-T倉庫跡地

Q 取得に向けた市民ファンドの活用について、当局の見解を伺う。

A 総合政策課長 市が直接、活用目的が決まっていない土地を先行取得するために市民ファンドを立ち上げて、用地取得に向けた手段とすることはできないものと捉えている。

現時点でJ-T倉庫跡地は民間レベルで売却交渉が行われていることから、市としてはその推移を見守っていくことを優先すべきと考えている。

城の湯温泉センター

Q 開設の目的である市民の福祉と健康の増進を図るとの原点に立ち返り、今後、抜本的な対策を講じるべきかと考えるが、当局の見解を伺う。

A 市長 今後の取り組みについては、昨年7月に矢板市城の湯温泉センター検討委員会を設置し、詳細に検討を行ったところであり、その報告書に基づき進めることとしている。

同温泉センターは、これまでの高齢者の居場所づくりとしての機能を

を継続することはもとより、市民の健康増進を更に強化するための施設機能の充実を図ることとする。特に超高齢社会に対応した、高齢者の健康維持と介護予防、体力の保持増進、女性や子育て中の親子を対象とした健康増進プログラムを展開して、運動機能を兼ね備えた、市民の健康増進に特化した施設へと改造を加え、引き続き継続的な運営を行い、利用者の増加につなげる考えである。

また、施設の老朽化対策と維持管理費の削減及び源泉の維持継続策については、入浴機能の規模を縮小することで、その改善を図ることとする。

屋外施設の整備については、施設周辺の駐車場問題の改善を図るべく、ふれあい館東側に駐車場を整備し、利便性の向上を図ることとした。また、ふれあい館北側には、温泉とスポーツの融合を図り、健康増進と温泉利用者増加につながるための施設として、グラウンドゴルフ場を整備することとした。平成27年度予算にはこれら施設整備や老朽化した温泉施設の改修に伴う設計費を計上し、平成28年度の実施に向け準備を進めるものである。

幅広い年齢層に魅力を感じてもらえる施設へと改修を行い、利用者の増加と安定的な運営につなげてまいりたい。

中村 有子 議員

子育て環境整備

Q 放課後児童クラブの利用対象が平成27年4月から小学6年生まで拡大されることにより、空き教室の準備、学習支援、体験活動のあり方などの再検討事項があると考えられるが、当局の対応策について伺う。

A 市長 学童保育館の利用対象者は、これまで国の基準等では小学3年生までの児童であったが、本市では既に小学6年生までを利用対象者として運営してきた。

これまで、東小学童保育館においては利用希望者の増加により、平成21年度から平成25年度までは国の基準に従い、小学3年生までお預かりすることとしていた。

しかし、東小学校区内において平成25年度に民間の学童保育館が開館したことに伴い、平成26年4月から東小学校学童保育館においても小学6年生までの児童をお預かりすることを再開してきたところである。

このように本市においては、一時的に小学校高学年の受け入れを制限したこともあったが、これまでも基本的には利用者のニーズに応え、小学6年生まで受け入

れているので、急激な利用者の増加はないと見込んでいる。

今後も学童保育館については、利用しやすい環境整備に努め、利用者のニーズに応えていきたいと考えている。

Q 放課後子ども総合プランの本市における取り組みの現状について伺う。

A 市長 放課後子ども総合プランは、昨年7月31日に国において策定されたものである。この計画では、共働き家庭等の小1の壁を打破するとともに、次代を担う人材を育成するために、全ての就学児童が放課後等を安全、安心に過ごし、様々な体験や活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めるとしている。

これを受け、市町村は、計画的にこれらの事業を進められるよう、任意であるが市町村の行動計画を策定することとなったところである。

この行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することができる。とされているため、本市としては、現在策定中の矢板市子ども・子育て支援事業計画に盛り込んで策定しているところである。

観光振興

Q 観光振興のためには、各関係団体が一堂に会して意見交換を行い、共通理解を図る場の設定が急務と考えるが、第2次21世紀矢板市総合計画における八方ヶ原環境保全対策、市議会活性化対策特別委員会提言書を踏まえたボランティア団体等との共通理解の場の設定について伺う。

A 商工林業観光課長 八方ヶ原の観光施策としては、平成27年度予算に計上している泉地区活性化事業により、ターゲットとニーズを明確化した観光ポイントやルートの設定、及びウェブの活用や既存の観光案内とは一線を画すパンフレットの作成など、情報発信力の強化を図るとともに、来訪者をもてなす地元食材を使った料理や商材の開発を推進するものである。

この事業の実施母体としては、泉地区自然・歴史・文化多目的交流事業推進協議会を核とした組織づくりを図るので、現在ボランティア等で活動いただいている団体の皆様にも参加いただけるよう調整し、観光施策の共通理解の場として、また、共に事業展開ができる場として設定したいと考えている。

宮澤 礼人 議員
歳入増加策

Q 現在のふるさと納税は、本来の趣旨とは離れ、返礼品の競争が激化し、問題視もされている一方、国では継続拡充している現状がある。そうした中、本市でも返礼品としてふるさと便を付けることとなったが、その実績と今後の拡充策を伺う。

A 総合政策課長 ふるさと納税制度については、これまで寄附額を増やす方法として、本市の魅力を発信し、応援したいと思ってもらえるまちづくりを推進していくことが大切であると考えてきた。

しかし、ふるさと納税制度が、日頃からマスメディアに多く取り上げられ、今後の税制改正において、市県民税の控除上限が所得税の1割から2割に拡大される報道もされ、県内の自治体の状況も25市町のうち17市町が寄附者に何かしらの品を返礼している状況にあつたため、今年度分から5万円以上の高額寄附者に対し、5千円相当の八方高原ふるさと便を送ることで感謝の意を表すこととしたが、返礼品を付ける前と後の寄附金の比較については、今のところあまり大きな変化は見受けられない状況にある。国からは、返礼品の送付について

共通意識の醸成

Q 自治体版ブランドエッセンスビデオの導入について伺う。

は寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応をとる要請はあるものの、一方での特例控除額の拡充など、より一層の申告手続きの簡素化を図り、ふるさと納税を拡充していくこととしている。

A 総合政策課長 ブランドエッセンスビデオとは、マツダ株式会社を取り組んだものが先進事例とされており、ブランドとしての本質的なものや普遍的なものを端的に表したビデオとされている。このビデオは、事あるごとに絶えず社員に見せ、自分たちの進むべき方向性の共通理解を図るとともに、企業の姿勢を広く外に向けてアピールしていることである。

公共施設

Q 学校施設の環境整備(エアコン・トイレ)について伺う。

A 教育総務課長 エアコン設置については、今後取り組まなければならない、老朽化した校舎や体育館の大規模改修時に併せて検討していくとした。

しかし、ばく大な経費を要する大規模改修の明確な実施時期は予定が立たない現状であり、全ての学校施設を改修できるものでもないため、校舎・体育館の外装、内装、雨漏りなどの改修を優先したい。これに合わせて、トイレの改修についても検討を重ねているところである。

自治体として、ブランドエッセンスビデオを導入するに当たつた問題点としては、行政には取り組まなければならない課題が幅広く沢山あり、ブランドエッセンスの焦点を大変絞りづらいという点がある。

しかし、全職員に対し共通意識を持たせ、情報を共有することは、市政運営上、大変有効な手段であると考えている。

そのため、地方創生を成功させる手法の一つとして、コンパクトシティを基軸とした、活力と魅力あふれるまちづくりのための指針をブランドエッセンスとし、職員及び市民の共有意識の醸成に結び付くような取り組みを検討してまいりたい。

宮本 妙子 議員

県道矢板那須線の整備

Q 泉地区内道路狭あい区間の解消についての現状と今後の考え方について伺う。

A 市長 本市を南北に縦貫する極めて重要な幹線道路であるこの路線は、車両の交通量が非常に多い中、泉小学校周辺を中心に歩道が未設置であるため、歩行者が大変危険な状況にある。また、矢板地区のバイパス化が進められており、平成27年度に全線が開通するため、交通量の更なる増大が確実に見込まれる。

これまで道路管理者の県に対し、歩道未整備区間の整備を要望した結果、平成24年には泉小学校周辺区間の路肩をグリーンベルトとして整備する対策が実施されたが、幅員が狭く、歩道と車道が分離しておらず、歩道の未整備区間もあることから、これらを解消するための総合的な整備が必要不可欠である。県に対しては、あらゆる機会を通じて当該区間の整備の要望をしており、現在、県の道路整備担当者と連携し、泉地区のこの路線の在り方や効率的な整備の手法等について調査、研究を重ねているところである。引き続き県と連携を図りながら、整備の早期実現に向け、県に対し

積極的に働きかけを行う。

中学生海外派遣事業

Q 矢板市中学生海外派遣事業についての検討委員会の答申を受けての矢板市の考え方について伺う。

A 教育長 中学生海外派遣事業については、今年度検討委員会を組織し、市議会要望書や平成25年度の派遣事業の検証結果等を基に答申があった。

答申内容は、派遣先を総合的な観点からアメリカ合衆国としている。派遣団員は、人数拡大を目指し、中学2・3年生であったものを中学2年生に限定して12人程度とし、毎年実施が提言されている。派遣内容としては、現地校との将来の相互交流発展を配慮する等の改善を求めている。また、帰国後、団員が社会活動できる体制作り等の改善策や新たな取り組みについても提言されている。本市としては、この答申を重く受け止め、また市議会要望書の内容を尊重するためにも、派遣事業の位置付けを国際化や時代の変化に対応できる力を育むキャリアアップ教育の一環として、実施に向けた準備を進めてまいりたい。さらに、派遣事業が単発に終わ

るのではなく、事業成果の広がりや先を見通した派遣団員の活躍の場の仕組み作りなどにも新たに取り組んでまいりたい。

市民大学

Q 平成26年度は実施されなかった事業「市民大学」の今後の方向性について伺う。

A 生涯学習課長 市民大学は、平成3年度から平成25年度までの23年間、市民の文化意識の向上と芸術文化活動の推進を図ることを目的として実施し、大きな評価を得てきた。

しかし、平成23年度から受講者の高齢化等により、チケットの売れ行きに陰りが出始め、市民大学離れが続くようになった。このため、今年度は市民大学の名称を外し、文化講演・演劇・音楽鑑賞会の3講演から音楽鑑賞会1公演に変更して開催をしたところだが、市民大学がなくなること、市民から寂しい、再開を待ち望む等の声も寄せられた。今後は、市民大学を取り巻く環境変化への対応や市民大学離れを招いたことへの対策と市民のニーズを考慮しながら、芸術文化に触れる機会の在り方の検討をしてまいりたい。

佐賀 薫 議員

自立のための第一歩、収入を増やすための戦略

Q 矢板市のセールスプロモーション、メディアの現況課題について伺う。

A 総合政策課長 今年度の情報発信施策で根幹に置いたのは、人を動かし口コミ力を高めることを目指したメディア戦略活動であった。

広報やいたにおいて、ただ読むだけのものから手に取り触れただけのような工夫や、市民が参加できる工夫を随所に織り交ぜた。

ホームページにおいては、幅広い方への情報発信のメインメディアと位置付け、鮮度の高い情報を随時更新し、スマートフォンにも対応するなど様々なデジタルデバイスに対応できるようにしており、アクセス数も増加している。ツイッターフォロワー数も増えるなど、着実にファン数を伸ばしつつある。次にFMラジオ番組の矢板時間では、単なる情報発信にとどまらず、イベントを企画し、多くの方に参加していただいた。このように、今年度は広報活動について改善に向けて様々な試行を繰り返し、一定の手ごたえを感じることができたが、今後も様々なメディアを組み合わせ、一人でも多くの方の心を動かす情報発信を心掛けたい。

じることができたが、今後も様々なメディアを組み合わせ、一人でも多くの方の心を動かす情報発信を心掛けたい。

Q 情報戦略における新組織体制(秘書広報課)の狙いと今後の計画について伺う。

A 総務課長 平成27年度に新設する秘書広報課の役割は「ともなりくん」「自転車を活用したまちづくりの庁内のプロジェクトチーム」の業務を展開し、これらを市の魅力の一つとして捉えてイメージアップ戦略を図り、本市の魅力として育てることと考えている。さらに、前年度までの業務に加え、広報活動の対にある広聴活動も積極的に行い、市民の声に真摯に耳を傾け、軸のぶれない施策を展開したい。

また、人口減少、少子高齢社会の中で、都市間・地域間競争に勝ち残り、矢板市が選ばれるまちに成長するために、長期的には、矢板市の強みを見出し、シティブロモーション戦略を推進していく課としていきたい。

Q 地方版総合戦略と矢板市総合計画策定におけるシティブロモーションの強化について伺う。

A **市長** シティプロモーションには、地域再生、観光振興、住民協働等、いろいろな概念が含まれており、また、いろいろな考え方があがるが、地域のイメージを高め、知名度を向上させる活動であるとして受け止めている。そのため、地域住民の郷土に対する愛着度をいかに高めていくかが非常に重要になってくる。そしてその先に、地域の売り込み、あるいは自治体の知名度向上、それをさせるための施策、仕組みを考えていかねばならない。

これらを踏まえ、新設する秘書広報課にシティプロモーションの機能を加え、広報・広聴の充実と併せて、市内外に積極的に情報発信をしていきたい。

市内の方には、地元の魅力をもっと深く知っていただく。地元への愛着、郷土愛を根付かせていくことを通して、地域の活性化につなげていくという発想が必要だと思っている。また、市外の方には矢板市を知っていただき、訪れていただき、最終的には矢板市を好きになっただけでなく、よって矢板市に住んで本当に良かったと思えるような状況が実現できるのではないかと思っている。

これらのことを総合戦略あるいは総合計画において重要なポイントとして位置付け、計画等を策定してまいりたい。

中村 久信 議員

小中連携強化(小中一貫教育)

Q これまでの実績に対する評価と課題について伺う。

A **教育長** 小中一貫教育及び連携については、学校教育の重点施策として実施しているが、これまで小中間の教員には、学力観や指導観等に違いがあり、児童生徒の学習や生活面での継続的な指導や支援に課題があった。

そこで、泉地区小中一貫教育では、小中の教職員が相互に授業を参観し、児童生徒個々の理解に努めるとともに、中学校教員による教科の専門性を生かした授業展開にも取り組んできた。

成果として、児童生徒の個々の理解と9年間を通した指導法の確立、系統性のある継続的な学びと安定した集団作りや基礎基本の定着と中学校への円滑な接続などが図られている。

片岡地区では片岡地区小中連携推進連絡会議で合同研修会を開催し、教職員が児童生徒の9年間の成長の様子と教育活動の系統性の理解に努め、児童生徒指導や学習指導につなげている。

矢板地区では小学校での個別の情報や中学校に引き継ぐことにより、小中学校間での連携を図り、

中学校への円滑な接続に努めているところである。

Q 今後の小中一貫教育の推進について伺う。

A **教育長** 9年間を見据えたカリキュラムの作成については、児童生徒にとって継続的な学びができる点で有効であると考えている。現在、泉地区の算数・数学においては、9年間の系統性を見通した系統表に基づき、中学校で定着しにくい基礎的、基本的な事項や、つまづきやすいポイントを重点的に指導するなど、学習上の課題の解決のための取り組みを行っている。

今後は、現行の学習指導要領のねらいと内容を基本にししながら、上学年の内容を下学年で指導したり、学年を超えて繰り返し指導できる弾力的なカリキュラムの構成や内容の配置等の工夫について、今後とも研究・検討を進めてまいりたい。

地域包括ケアシステムの構築

Q システムの構築が急務であるが、その進捗について伺う。

A **福祉高齢課長** 地域包括ケアシステムとは、団塊の世代の方が後期高齢者になる2025年を見据えて、高齢者の方が住み

慣れた地域で、健康で元気に暮らしていくため、医療、介護、予防、生活支援サービス、住まいが切れ目なく提供されるシステムを構築していくものである。

本市はまず、ケアシステムの基盤づくりを努めてきたところだが、本年度からは矢板市地域包括ケア会議を立ち上げ、話し合いを行っている。

また、生活支援サービス推進のための協議体である矢板市高齢者生活支援協議会を4月から設置し、併せて、地域の社会資源の掘り起こしやその資源を活用する仕組みづくりのための生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置する予定である。

Q 実効あるシステム構築のための体制強化について伺う。

A **福祉高齢課長** 平成27年度から、今後の高齢者対策を見据え、中でも本ケアシステムづくりに対応していくため、高齢対策班を高年齢対策課とし、専門職の保健師を増員する。ケアシステムを構築していく上では、今後、更に保健師や社会福祉士などの専門職が必要となり、また地域との調整能力のある職員も不可欠である。

今後、10年間でケアシステムを整備していくためにも、市の組織体制も更に強化したいと考えている。

行政視察報告

◎ 活性化対策特別委員会

1月28日

■ 茨城県土浦市

「地域資源を活かしたまちづくり」

本特別委員会は、矢板ならではの魅力を活かした、特色あるまちづくりを実現するため、中長期的な視野に立った観光まちづくり提言書を策定し、平成26年10月に市長に提出したところであるが、提言内容のさらなる充実を図るべく、地域資源を活用したカレーによるまちづくりを10年以上にわたり実践し、着実に成果を挙げている土浦市の取り組みについて行政視察を実施した。



土浦市

土浦市は「市民とはぐくむ」観光・交流のまち「土浦」を実現すべく、平成21年3月に土浦市観光基本計画を策定し、自然、歴史、文化、人を生かした、観光の振興による活力とにぎわいのあるまちづくりの推進を目標として掲げた。この目標達成のため、土浦ならではの観光資源の魅力向上を図り、交流人口の拡大を目指している。

カレーを活かしたまちづくりは、同計画における土浦らしさ創出のための文化資産活用を取り組みであり、具体的には、伝統的な食文化の発信と新たな食の開発、食のまちづくりの推進等の分野に位置付けられている。

土浦のカレーにまつわる歴史は、昭和4年にさかのぼる。この年、ドイツの大型飛行船「ツェッペリン伯号」が世界一周旅行の途中、土浦に寄港した。その際、地元食材を使ったカレーを乗組員に対して振る舞って歓迎したが、歴史的な機縁となっている。

この出来事にちなみ、市内及び近隣市町の店舗がオリジナルカレーメニューを提供するまちづくりを推進することとなり、現在約30店舗で様々なカレーメニューが提供されている。

また、年1回、11月に開催される「土浦カレーフェスティバル」は、平成26年で11回目となり、2日間で約8万5千人の来場があった。この催しは、「よこすか海軍カレー」をはじめ全国各地からご当地カレーが参加するなどの多角的な取り組みにより、集客力の高いイベントとして定着している。



再現された土浦ツェッペリンカレー

このように、地域の歴史にちなんだメニューの具現化、飲食事業者のほか一般市民、市民団体、関係団体等も広く参画したイベント開催等、地域に根ざした持続的な発展を実現している土浦市の取り組みを具体的にご教示いただき、本市の観光振興による活性化のために、非常に示唆に富む視察となった。

- 委員長 渡邊孝一
副委員長 小林勇治
委員 宮澤礼人、佐貫 薫、中村有子、中村久信、今井勝巳、高瀬和夫

陳情審査結果（第333回）

陳情番号	件名	提出者	所管委員会	結果
陳情第32号	市道前岡4号線の排水設備の設置に関する陳情	片岡三区行政区長 大野 富雄	経済建設文教	審議未了
陳情第33号	集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回に関する陳情	戦争をさせない全国署名栃木県連絡会 共同代表 太田うるおう	総務厚生	継続審査
陳情第35号	集団的自衛権の行使等を容認した閣議決定の撤回の意見書提出を求める陳情	鈴木 庸一	総務厚生	継続審査
陳情第37号	競輪事業（場外車券売場）への正しい認識と判断を求める陳情	元気な矢板を創造する会 代表 漆原 信秋 他7名	経済建設文教	不採択
陳情第38号	さくら市蒲須坂「三島神社」敷地に接する荒川南岸傾斜地（矢板市乙畑区域）に発生した土砂崩れ個所の早期修復に関する陳情	蒲須坂行政区長 大久保 睦 三島神社氏子総代表 磯 憲明	経済建設文教	継続審査

請願・陳情はこんな方法で

請願・陳情は、市民の皆様のご要望を市政に反映させるための制度です。矢板市議会へ請願書・陳情書を提出する方は、次の要領でご持参ください。



- 請願書・陳情書は、右の様式に準じて、日本語で作成してください。
 - 内容は、簡単な趣旨、理由、提出日、請願者（陳情者）の住所及び氏名を記載し、押印して提出してください。
 - 用紙サイズは、A4版をお願いします。
 - 請願書には、必ず1人以上の紹介議員（矢板市議会議員）の署名又は記名押印が必要ですが、陳情書には紹介議員は必要ありません。
 - 道路や水路等の場合は、地図の写しや略図を添付してください。
 - 請願・陳情はいつでも（市役所が閉庁のときを除く）受け付けていますが、定例会開会日の10日くらい前までに提出してください。
- なお、定例会は、3月・6月・9月・12月の年4回開催されます。
- その他不明点については、議会事務局にお問い合わせください。

電話(0287)43-6216

請願書様式

(表紙) ○○○○に関する請願書
紹介議員 氏 名◎

(内容) 件名 ○○○○に関する請願
要旨 ○○○○に関する請願
理由 ○○○○に関する請願
平成 年 月 日
請願者(代表)
住所
氏名 ○○○○ ◎
(連名のときは末尾に署名簿を添え、ここには代表者を記載し、ほか何名とする。)
矢板市議会議員 様

陳情書様式

(表紙) ○○○○に関する陳情書
(内容) 件名 ○○○○に関する陳情
要旨 ○○○○に関する陳情
理由 ○○○○に関する陳情
平成 年 月 日
陳情者(代表)
住所
氏名 ○○○○ ◎
(連名のときは末尾に署名簿を添え、ここには代表者を記載し、ほか何名とする。)
矢板市議会議員 様



議会日誌

2月

- 4日 福島県田村市行政視察来庁
- 10日 塩谷広域行政組合議会全
員協議会・定例会
- 12日 全員協議会
(矢板市)
- 19日 基本条例策定特別委員会
議会運営委員会
- 23日 基本条例策定作業部会
基本条例策定特別委員会
県北五市議長会議
(那須塩原市)
- 27日 全員協議会
第333回市議会定例会開会

3月

- 16日 基本条例策定作業部会
基本条例策定特別委員会
災害対策特別委員会
議会運営委員会
- 20日 広報委員会
全員協議会
第333回市議会定例会閉会

議会の予定

今後の定例会及び全員協議会の予定は、次のとおりです。

- ◆定例会の予定
- ▼6月定例会
 - 会期 6月12日～25日
 - 12日 定例会開会
 - 15日・16日 一般質問
 - 17日～19日 常任委員会
 - 25日 定例会閉会
- ▼9月定例会
 - 会期 9月4日～25日
 - ▼12月定例会
 - 会期 12月4日～17日
 - ▼3月定例会
 - 会期 3月4日～24日
- ◆全員協議会
 - 5月19日、
 - 6月12日 (定例会開会日)、
 - 6月25日 (定例会閉会日)、
 - 7月23日、8月19日、
 - 9月4日 (定例会開会日)、
 - 9月25日 (定例会閉会日)、
 - 10月21日、11月18日、
 - 12月4日 (定例会開会日)、
 - 12月17日 (定例会閉会日)、
 - 1月20日、2月17日、
 - 3月4日 (定例会開会日)、
 - 3月24日 (定例会閉会日)

議会を傍聴しましょう

議会(定例会や臨時会)、全員協議会を公開しています。傍聴することは、議会の活動や市政を知るための最も良い方法です。ぜひお越しください。

なお、日程等が変更となる場合がありますので、あらかじめ議会事務局へお問い合わせください。

(☎43-6216)



あしがき

- ▶ 議会だより第189号をお届けします。
一般質問は、紙面の関係で全質問を掲載できませんが、会議録で見ることができます。会議録は、6月上旬から議会事務局、図書館、矢板・泉・片岡公民館でご覧になれます。また、矢板市のホームページでもご覧になれます。
なお、次号(8月1日号)の表紙の写真の募集はいたしませんので、ご了承ください。
- ▶ 表紙の写真について
4月6日、上町の内川沿い(矢板中学校西側付近)で撮影したものです。

(ホームページアドレス)

<http://www.city.yaita.tochigi.jp>

編集刷/株式会社イデア
印刷/株式会社イデア
47-5590
43-6216



この“やいた議会だより”は環境に配慮し、再生紙と大豆油インキを使用しています。

